

3 水道施設の現況

水道施設の現況は次のとおりである。

(1) 浄水施設の能力

令和2年度末における上水道事業と水道用水供給事業における浄水場数は49箇所、総浄水施設能力は5,376千 m^3 /日であり、市町村水道の施設では、そのほとんどが50千 m^3 /日以下のものである(表-4)。

これらの浄水場における年間浄水量は1,133.2百万 m^3 で、このうち急速ろ過方式により浄水処理されたものが大部分を占め、さらに高度浄水処理されたものが大半を占めている(表-5)。

表-4 浄水場数、浄水能力

区分		事業数	浄水場数(ヶ所)	浄水能力(千 m^3 /日)
上水道事業	府 全 域	43	45	3,021
	大 阪 市	1	3	2,430
	大阪市を除く市町村	42	42	591
用水供給事業	府 全 域	2	4	2,355
	大阪広域水道企業団	1	3	2,330
	泉北水道企業団	1	1	25
合 計		45	49	5,376

表-5 年間浄水量

(千 m^3)

区 分		消毒のみ		緩速ろ過		急速ろ過		膜ろ過		合 計	
		うち 高度浄水処理		うち 高度浄水処理		うち 高度浄水処理		うち 高度浄水処理		うち 高度浄水処理	
上水道事業	府 全 域	206		167		603,201	521,355	6,771		610,345	521,355
	大 阪 市					451,857	451,857			451,857	451,857
	大阪市を除く市町村	206		167		151,344	69,498	6,771		158,488	69,498
用水供給事業	府 全 域			4,683		518,204	518,204			522,887	518,204
	大阪広域水道企業団					518,204	518,204			518,204	518,204
	泉北水道企業団			4,683						4,683	
合 計		206		4,850		1,121,405	1,039,559	6,771		1,133,232	1,039,559

※高度浄水処理：凝集沈殿＋急速ろ過等の濁質の除去を目的とする浄水処理を「通常の浄水処理」とした上で、有機物やカビ臭等の溶解性成分の除去を目的とする粉末活性炭処理、粒状活性炭処理、オゾン処理、生物処理の一つまたは複数を組み合わせた浄水処理方式。

(参照元：厚生労働省健康局水道課 「水道事業における高度浄水処理の導入実態及び導入検討等に関する技術資料」)